

# 記入例

様式第六（第二十三条第一項関係）

一定の規模以上の土地の形質の変更届出書

平成 年 月 日

さいたま市長 殿

県 市 町 丁目 番号

株式会社

届出者 代表取締役

印

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

土壤汚染対策法第4条第1項の規定により、一定の規模以上の土地の形質の変更について、次のとおり届け出ます。

土地の形質の変更の対象となる土地の所在地	(住居表示)さいたま市 区 町 丁目 番号 (地番表示)さいたま市 区 町 丁目 番地 ほか 筆 別紙「土地の形質の変更の地番一覧表」のとおり
土地の形質の変更の場所	別紙のとおり
土地の形質の変更の着手予定日	平成 年 月 日
土地の形質の変更の規模	. m <sup>2</sup>

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあっては、その代表者）が署名することができる。

## 様式第六「一定規模以上の土地の形質の変更届出書」の記載について

### 届出者

「土地の形質の変更をしようとする者」であり、土地の形質の変更の施行に関する計画の内容を決定する方です。

土地の所有者等とその土地を借りて開発行為等を行う開発業者等の関係では、開発業者等が該当します。

また、工事の請負の発注者と受注者の関係では、その施行に関する計画の内容を決定する責任をどちらが有しているかで異なりますが、一般的には発注者が該当するものと考えられます。

土地の形質の変更の対象となる土地の所在地

届出対象地の住所，地番を記入してください。

筆が複数ある場合は、代表地番と筆数を記載し、地番一覧表を添付してください。

土地の形質の変更の場所

別紙に示す旨を記載し、土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした図面を添付してください。

土地の形質の変更の着手予定日

契約事務や設計等の準備行為は含めず、土地の形質の変更そのものに着手する日を記載してください。

土地の形質の変更の規模

土地の形質の変更をする部分の面積を記載してください。

### 添付図面

土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした図面

- ・土地の形質の変更をしようとする場所の位置図，案内図
- ・土地の形質の変更が行われる範囲を明らかにした平面図  
(掘削部分と盛土部分を区別して表示してください。掘削，盛土範囲が未定の場合は、敷地全体を掘削する予定として届出をすることもできます。)
- ・地番が明示された平面図(公図ほか)

### 添付書類

土地の登記事項証明書，土地所有者等の同意書

届出者が土地所有者である場合は、土地の登記事項証明書を添付してください。

届出者と土地所有者等が異なる場合は、土地の登記事項証明書及び土地所有者等の同意書を添付してください。

### 届出の期限

土地の形質の変更に着手する日の30日前までに届け出てください。

「着手する日」とは、契約事務や設計等の準備行為は含めず、土地の形質の変更そのものに着手する日をいいます。

### 届出書の提出部数

2部提出してください。(1部は副本として後日返却します。)

### 連絡先及び提出窓口

さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

さいたま市役所 環境対策課 水質土壌係

電話 048-829-1331

## < 参考 >

### 土壤汚染対策法（抜粋）

（土壤汚染のおそれがある土地の形質の変更が行われる場合の調査）

第四条 土地の掘削その他の土地の形質の変更（以下「土地の形質の変更」という。）であって、その対象となる土地の面積が環境省令で定める規模以上のものをしようとする者は、当該土地の形質の変更に着手する日の三十日前までに、環境省令で定めるところにより、当該土地の形質の変更の場所及び着手予定日その他環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

- 一 軽易な行為その他の行為であって、環境省令で定めるもの
  - 二 非常災害のために必要な応急措置として行う行為
- 2 都道府県知事は、前項の規定による土地の形質の変更の届出を受けた場合において、当該土地が特定有害物質によって汚染されているおそれがあるものとして環境省令で定める基準に該当すると認めるときは、環境省令で定めるところにより、当該土地の土壤の特定有害物質による汚染の状況について、当該土地の所有者等に対し、前条第一項の環境大臣が指定する者（以下「指定調査機関」という。）に同項の環境省令で定める方法により調査させて、その結果を報告すべきことを命ずることができる。

### 土壤汚染対策法施行規則（抜粋）

（土地の形質の変更の届出の対象となる土地の規模）

第二十二條 法第四条第一項の環境省令で定める規模は、三千平方メートルとする。

（土地の形質の変更の届出）

第二十三條 法第四条第一項の届出は、様式第六による届出書を提出して行うものとする。

- 2 前項の届出には、次に掲げる図面及び書類を添付しなければならない。
  - 一 土地の形質の変更（法第四条第一項に規定する土地の形質の変更をいう。以下同じ。）をしようとする場所を明らかにした図面
  - 二 土地の形質の変更をしようとする者が当該土地の所有者等でない場合にあっては、当該土地の所有者等の当該土地の形質の変更の実施についての同意書

第二十四條 法第四条第一項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 土地の形質の変更の対象となる土地の所在地
- 三 土地の形質の変更の規模

（土地の形質の変更の届出を要しない行為）

第二十五條 法第四条第一項第一号の環境省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 次のいずれにも該当しない行為
  - イ 土壤を当該土地の形質の変更の対象となる土地の区域外へ搬出すること。
  - ロ 土壤の飛散又は流出を伴う土地の形質の変更を行うこと。
  - ハ 土地の形質の変更に係る部分の深さが五十センチメートル以上であること。
- 二 農業を営むために通常行われる行為であって、前号イに該当しないもの
- 三 林業の用に供する作業路網の整備であって、第一号イに該当しないもの
- 四 鉱山関係の土地において行われる土地の形質の変更

（特定有害物質によって汚染されているおそれがある土地の基準）

第二十六條 法第四条第二項の環境省令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- 一 土壤の特定有害物質による汚染状態が法第六条第一項第一号の環境省令で定める基準に適合しないことが明らかである土地であること。
- 二 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体が埋められ、飛散し、流出し、又は地下に浸透した土地であること。
- 三 特定有害物質をその施設において製造し、使用し、又は処理する施設に係る工場又は事業場の敷地である土地又は敷地であった土地であること。
- 四 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体をその施設において貯蔵し、又は保管する施設（特定有害物質を含む液体の地下への浸透の防止のための措置として環境大臣が定めるものが講じられている施設を除く。）に係る工場又は事業場の敷地である土地又は敷地であった土地であること。
- 五 前三号に掲げる土地と同等程度に土壤の特定有害物質による汚染状態が法第六条第一項第一号の環境省令で定める基準に適合しないおそれがある土地であること。